

足利市通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 足利市の小中学校における通学路の交通安全の確保及び防犯対策の充実を図るため、足利市通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務事項について協議をする。

- (1) 通学路の安全推進に関する基本方針の策定・公表に関すること。
- (2) 通学路の合同点検、対策内容の検討、対策の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全及び防犯対策として必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる交通安全及び防犯等に関する団体等をもって組織する。

(役員)

第4条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、教育委員会事務局教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局学校教育課長をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が議長になる。

- 2 委員長が必要と認める場合は、別表第1に掲げる団体等以外の者を招集することができる。

(部会)

第7条 推進会議は、専門的事項について協議する部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表第2に掲げる団体等及び部会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、教育委員会事務局学校管理課長をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 第2条に掲げる事項
 - (2) 推進会議に提出する付議案件
 - (3) その他、推進会議の運営について委員長が必要と認める事項

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局学校管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	団 体 等
国	国土交通省宇都宮国道事務所保全対策官
栃木県	栃木県足利警察署交通総務課長
	栃木県足利警察署生活安全課長
	栃木県安足土木事務所企画調査課長
学校関係	足利市立小中学校長会代表
	足利市小中学校PTA連合会代表
足利市	教育委員会事務局教育次長
	教育委員会事務局学校教育課長
	教育委員会事務局学校管理課長
	健康福祉部こども家庭政策課長
	生活環境部市民生活課長
	都市建設部建築指導課長
	都市建設部道路河川整備課長
	都市建設部道路河川保全課長

別表第2（第7条関係）

区 分	団 体 等
国	国土交通省宇都宮国道事務所管理第二課
栃木県	栃木県足利警察署交通総務課
	栃木県足利警察署生活安全課
	栃木県安足土木事務所企画調査課
足利市	教育委員会事務局学校管理課長
	教育委員会事務局学校管理課施設担当
	教育委員会事務局学校教育課指導担当
	健康福祉部こども家庭政策課子育て政策担当
	生活環境部市民生活課生活安全担当

	都市建設部建築指導課空き家対策担当
	都市建設部道路河川整備課庶務・道の駅準備担当
	都市建設部道路河川整備課整備担当
	都市建設部道路河川保全課保全担当